

伊勢志摩及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 宿泊施設サービス向上推進支援事業 公募実施要領

令和8年9月 15 日
公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構

1. 目的

本公募は、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構(以下「機構」という。)が実施する令和8年度観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」の一環として、伊勢志摩及び周辺地域エリア内の宿泊施設を対象に、高付加価値旅行者の受入れに向けたソフト面の質的向上と、施設が主体となって継続的に改善できる体制づくりを促進することを目的とします。

本事業への参加を通じて、施設ごとのターゲット、課題・原因及び過去の取組を整理し、地域の価値を宿泊体験として提供するための具体的な改善と実行・定着を支援することで、伊勢志摩地域の訪日外国人旅行者の受入環境全体の質的向上に寄与します。

※高付加価値旅行者とは・・・着地消費 100 万円以上/人の訪日外国人旅行者(観光庁定義)。単に旅行にお金をかけるだけでなく、質の高い体験を通じて地域文化や自然から学び、インスピレーションを得ることを重視する訪日外国人旅行者を指します。同旅行者について、伊勢志摩及び周辺地域エリアが設定した詳しいターゲットは、マスタープランを参照してください。

【マスタープラン掲載先】 <https://www.iseshima-kanko.jp/organization/site#section-133>

※高付加価値化とは・・・商品やサービスの付加価値を高め、旅行者に対し高い満足度と価格に見合う価値を提供すること。本事業では特に、高付加価値旅行者の受入を推進するため、提供サービスの質等を向上させることを指します。

2. 本事業による支援の概要

本公募にて採択された宿泊施設(以下「支援対象者」という。)に対して、当機構が事業を委託する事業者(観光の高付加価値化、宿泊施設の運営、ブランディング及びマーケティング等に関する専門家)によるコンサルティング等の伴走支援を行います。支援内容は、申請内容及び採択後の初期確認を踏まえ、対象施設の実情に合わせて決定します。なお、本年度は応募施設数に応じ2～3施設を支援する予定です。

支援例は、経営層コーチング、ブランディング及びマーケティング、コンシェルジュ機能、オペレーション、言語対応、地域情報の提供、域内事業者との関係構築、国・県等の改修支援制度の活用可能性の整理等です。支援対象者は、無償でコンサルティングを受けることができます。ただし、コンサルティング以外の経費(例:施設・設備、WEB サイト、制作物、システム等の改修・導入費)が発生する場合は、原則として支援対象者の負担となります。支援期間は、採択後から令和9年2月19日までを予定しています。

3. 支援対象となる宿泊施設(公募対象宿泊施設)

「伊勢志摩及び周辺地域エリア内※」において、不特定多数の旅行者の利用に供する県内宿泊施設の営業を行う事業者のうち、旅館業法で規定する「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」の三重県知事の許可を受けている事業者が営業する施設とします。

【対象外の施設】

- ・旅館業法に規定の「下宿営業」施設
- ・店舗型性風俗特殊営業を行う施設(いわゆるラブホテル等)

・その他不特定多数の旅行者を受け入れていない施設

※伊勢志摩及び周辺地域エリア・・・伊勢市・鳥羽市・志摩市・南伊勢町・度会町・玉城町・大紀町・明和町

4. 応募資格

本事業への応募にあたっては、以下の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 専門家によるコンサルティングを受けながら、支援対象者が主体となり、訪日外国人旅行者の受入れに向けた提供サービスの高付加価値化及び組織内への定着に積極的に取り組む意思があること。
- (2) 本事業に参加するにあたり、宿泊施設のソフト面及びハード面において必要な自己投資を検討し、課題との整合性、意思決定条件及び中長期的な取組方針を示すことができること。
- (3) 機構または専門家の求めに応じ、資料・データの提出(例:施設利用者の状況、予約・販売、取組の進捗等を把握できる資料・データ)、ヒアリング、現地視察、成果報告書への事例掲載(必要に応じたデータの公表)等に合意できること。
- (4) 本事業の最終責任者として、宿泊施設の運営に関する決定権者(オーナー、代表取締役、支配人等)が主体的に関与し、組織体制を体制図等で明示できること。
- (5) 事業終了後も、継続的に高付加価値化の取組を行う意欲があること。
- (6) 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - a. 「三重県暴力団排除条例」(平成 22 年三重県条例第 48 号)を遵守しない者
 - b. 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - c. 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - d. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - e. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - f. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - g. 法令に則った営業許可を取得していない者
 - h. 三重県税及び宿泊施設の位置する市町税並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- (7) その他公序良俗に反した営業等を行っていないこと。

5. 公募手続等

応募者は、別紙「事業申請書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

- (1) 公募実施要領、事業申請書等の交付場所、交付期間及び入手方法

* ア 交付場所:公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構 公式ホームページ

URL: [https://www.iseshima-](https://www.iseshima-kanko.jp/feature/iseshima_kofukakachi_shukuhaku)

[kanko.jp/feature/iseshima_kofukakachi_shukuhaku](https://www.iseshima-kanko.jp/feature/iseshima_kofukakachi_shukuhaku)

* イ 交付期間:令和 8 年9月 15 日(火)から令和 8 年9月28日(月)17 時まで

* ウ 入手方法:上記アの公式サイトからダウンロードすること。

(2) 事業申請書の提出期限及び提出方法

* ア 提出先:公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」担当

メールアドレス:global01@iseshima-kanko.jp

* イ 提出期限:令和 8 年9月28日(月)17 時(必着)

* ウ 提出方法:電子メールによる送付に限る。電子メールの件名は、「宿泊施設サービス向上推進支援事業」(事業申請書)とする。

* エ 提出書類:事業申請書及び組織体制図の PDF データ(組織体制図を事業申請書内に掲載する場合は、別添不要)

6. 公募実施スケジュール

内容	期間
公募開始、事業申請書 受付開始	令和 8 年 9 月 15日(火)
事業申請書 提出締切	令和 8 年 9 月 28 日(月)17 時(必着)
公募審査結果の通知	令和 8 年 10 月上旬

7. 審査・評価方法等

(1) 審査方法

審査は、提出された事業申請書及び組織体制図の内容を基に、外部専門家等が審査します。支援対象施設は、令和 7 年度からの継続施設、新規施設に関わらず合計 2～3 件を予定しています。審査は原則として書面審査としますが、必要に応じてオンライン等を活用した面談を実施します。応募数が採択予定件数以下の場合であっても、審査の結果、支援対象として適当と認められない場合は採択しないことがあります。また、審査委員が応募者と利害関係を有する場合は、当該応募者の審査から除外します。

(2) 事業申請書評価方法

事業申請書は、以下の審査項目に基づき評価を行います。各項目について、具体的事実、根拠、因果関係、主体性及び実行可能性を確認し、本事業による支援の適合性を評価します。

審査項目	評価基準	点数	係数	配点
I. 施設の宿泊価値の理解・表現	・施設の宿泊価値(魅力)を理解し、言語化できているか。また、その価値サービスとして表現・提供できているか。	6	4	24
I. ターゲット・提供価値の理解	・ターゲット像が具体的で、ターゲットが望む価値・体験、不安・障壁を、顧客の声やデータ等の根拠とともに捉えているか。	6	1	6
II. 顧客理解・市場分析	・顧客対話、レビュー、予約データ、競合比較、旅行会社等への働きかけを通じて顧客・市場を把握し、得た示唆と不足する情報、今後必要な取組を認識しているか。	6	1	6
III. 課題・原因・過去取組の検証	・目指す状態と現状の差を事実で示し、原因、直近1～2年の取組と結果、解決・定着を妨げた要因を区別し、因果関係をもって整理しているか。	6	3	18
IV. 将来像・施策・KPIの具体性	・参考事例の具体的な学び、中長期ビジョン、本年度の重点施策及びKPIが、ターゲット、課題・原因と整合し、実行可能な内容となっているか。	6	1	6
V. 最終責任者の関与・実施体制	・最終責任者が自ら行う意思決定、変更事項、時間・人員・予算の確保を具体的に示しているか。推進メンバーの選出理由、権限、現場接点及び全館への展開方法が課題解決に適しているか。	6	4	24
VI. 投資・必要資源・実現可能性	・ソフト面・ハード面の投資予定、意思決定条件、自施設で確保する資源と不足資源が具体的で、施設規模に照らして施策を実行できる見込みがあるか。投資額の絶対額は評価しない。	6	4	24
VII. 継続性・相乗効果	・本年度の取組を中長期の高付加価値化へつなげ、改善を継続・定着させる考え方があるか。既存または予定する取組との関係が整理されているか。	6	3	18
合計				126

※評価は 6 段階評価で行う。(6:基準を十分に満たし、根拠・実現性が高い、5:概ね十分、4:基準を満たすが一部不明確、3:一部満たすが重要な不足がある、2:不十分、1:記載がない又は重大な不整合がある)文章の巧拙・記載量、施設規模、参考施設の知名度、調査件数及び投資額の絶対額ではなく、具体的事実、根拠、因果関係、主体性及び実行可能性を評価する。

(3) 結果の通知と公表

採択された宿泊施設に対し通知します。採択決定後、審査の実施結果として、以下の項目について、機構の公式サイトに公表されます。

* 採択された宿泊施設の名称、住所、代表者氏名及び決定日

8. 失格事由

次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないとき。
- (3) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (4) 応募資格を満たさないことが判明したとき。

9. その他

- (1) 提出書類作成等、応募にかかる費用については、全て応募者の負担となります。
- (2) 当機構に提出された書類は返却しません。

10. 問合せ先

〒519-0609

三重県伊勢市二見町茶屋 420-1 伊勢市二見総合支所 3 階

公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」担当(三橋、小山、水口)

Email: global01@iseshima-kanko.jp

電話:0596-44-0800 (電話等による口頭での質問回答は行わない。)

以上